

介護支援取組助成金の申請について

「介護支援取組助成金」は、平成28年10月19日から「介護離職防止支援助成金」に移行しました。

介護支援取組助成金は、平成28年10月18日までに支給要件を満たした（※）事業主が申請できます。

（※）次の全ての取組を終了し、支給要件を満たしていることが必要です。

- ①従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート）
- ②制度設計・見直し（就業規則等の整備、法律を上回る制度の導入）
- ③介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施、リーフレットの配布）
- ④介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置及び周知）
- ⑤働き方改革（年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減について一定水準以上の実績把握）

支給要件を満たした日の翌日から2か月以内に申請してください。

※介護離職防止支援助成金は、平成28年度第二次補正予算により創設しました。詳細は厚生労働省ホームページにおいてお知らせする予定です。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

トップページ右上から「両立支援等助成金」でサイト内検索

